

ベトナムにおける証明商 標制度【その1】



Pham & Associates

Pham Vu Khanh Toan

Pham Anh Tuan

Pham & Associates は1991年に設立。約60名の弁護士・弁理士を含む約120名が在籍している知的財産に特化した事務所である。所長のPham Vu Khanh Toan氏は弁護士・弁理士であり、専門技術分野は物理である。また、訴訟および紛争解決の経験も豊かである。Pham Anh Tuan氏はパートナー弁護士であり、訴訟および紛争解決について15年以上の経験を有している。

ベトナムでは証明商標制度が設けられており、知的財産法第4条(18)において証明商標が定義されている。証明商標は、通常商標が有している他の企業の商品やサービスと識別する機能に加えて、商品やサービスの品質などを証明する機能も備えていなければならない。証明商標出願は、ベトナム国家知的財産庁(National Office of Intellectual Property of Vietnam : NOIP)に対して行うが、必要書類の一つとして、証明商標の使用規則を添付しなければならない。使用規則に変更があった場合、当該変更内容をNOIPに登録しなければならない。本稿では、ベトナムにおける証明商標制度について、全2回のシリーズで紹介する。

ベトナム知的財産法第4条(18)は、「証明商標とは、出所、素材、原材料および商品生産の方法またはサービス提供の方法、当該商品またはサービスの品質、正確度、安全性またはその他の特質に関係する特質を証明するために、組織、個人が自らの商品またはサービスに使用することをその所有者により許諾された標章である」と規定している。

したがって、証明商標は、ある企業の商品またはサービスを他の企業の商品やサービスと識別する機能に加えて、当該商標が付された商品またはサービスの特徴を証明する機能を有する。

■ 証明商標としての機能を果たす標章

通常商標として登録を受けるためには、視認可能で、かつ商標所有者の商品やサービスを識別する能力を有さなければならない。さらに証明商標となりうる標章としては、単色または複数の色の単語または複数の単語、文字、絵、図（立体図または複数の図の組み合わせを含む）がある。

■ 保護要件

ある者の商品またはサービスを、他人の商品またはサービスと識別するためには、証明商標は、通常商標に適用されるのと同じ保護要件を満たさなければならない。ただし、地理的表示は通常商標としては登録できないが、証明商標としては登録できる（知的財産法第74条(2)(d)）。

以下に、証明商標出願にかかる絶対的および相対的不登録事由を紹介する（知的財産法第74条(2)）。

絶対的な不登録事由

- (1) 単純な形状や幾何学的形状、図、文字、珍しい字体／文字で書かれた単語など、顕著な特徴を欠いた標識。ただし、広範な使用を通じて識別性を獲得し、標章として認識されている標識は商標として保護される場合がある。
- (2) 一般的で、または広範かつ頻繁に使用されている商品の標識、符号、図、または何らかの言語によるありふれた名称。
- (3) 商品またはサービスの製造時期、製造場所、製造方法、種類、数量、質、物性、組成、用途、価格を示す標識、または商品またはサービスもしくはその出所などの特徴を記述する標識。ただし、かかる標識が使用を通じて商標出願前に識別性を獲得した場合は、商標として保護される場合がある。
- (4) 品質マーク、管理マーク、保証マークなどの国際団体の標章と同一または混同を生じるほど類似する標識で、かかる団体がこれを認識するとともに当該標章の使用取締りを要請しているもの。ただし、かかる団体の名前で証明商標として登録された商標は不登録事由にはあたらない。

- (5)ベトナムまたは国際団体の国旗、国章、もしくは国家機関、政治団体、社会政治団体、社会政治専門家団体、社会団体、または社会専門家団体の標識、旗、紋章、略称、正式名称と同一または混同を生じるほど類似する標識。ただし、関連機関や団体の同意を得ている場合を除く。
- (6)ベトナムまたは外国の指導者、国家的英雄、著名人の氏名、別名、ペンネーム、または写真と同一または混同を生じるほど類似する標識。
- (7)商品またはサービスの出所、性質、機能、意図する目的、品質、価値、その他の特徴について、消費者を誤認混同させ、欺く標識。(8) 営利組織の法的地位および活動領域を記述する標識。

相対的な不登録事由

- (1)ベトナムで登録されたか、マドリッド協定または同議定書に基づき同一または類似する商品またはサービスについて、登録された他人の標章と同一または混同を生じるほど類似する標識。
- (2)先の出願日または優先日を有する出願によりベトナムで登録されたか、マドリッド協定または同議定書に基づき同一または類似する商品またはサービスについて、国際登録された商標と同一または混同を生じるほど類似する標識。
- (3)商標登録が終了して5年を経っていない他人の商標と同一または混同を生じるほど類似する標識。ただし不使用を理由として取り消されたものを除く。
- (4)パリ条約6条の2に従い、周知商標と認められた他人の登録商標と同一又は混同を生じる程に類似の標識であって、その周知商標を付した商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて登録されているもの、または当該標章の使用が周知商標の識別性を害することがあり、もしくは当該標章の登録が周知商標の営業権の利用を目的とするものであるときは、非類似の商品およびサービスについてのもの。
- (5)保護された商号と同一または混同を生じるほど類似する標識（その使用が商品またはサービスの出所について消費者に混同を生じさせる可能性が高い場合）、または保護された地理的表示（その使用が商品の原産地について消費者に混同を生じさせる可能性が高い場合）。

- (6)ワインか蒸留酒について地理的表示と同一の標識、地理的表示からなる標識、もしくは保護された地理的表示を翻訳したか音写した標識（その標識が、かかる地理的表示により示されるのとは異なる場所を原産地とするワインか蒸留酒について登録される場合）。
- (7)先の優先日を有する保護された工業意匠、または保護出願中の工業意匠とは同一または実質的に異なる標識。
- (8)広く知られている作品における典型的な人間のキャラクターまたは人物像の名前または画像と同一または類似する標識(それを使用すると、その標識を付した商品またはサービスはこれら作品の所有者によって製造または提供されたと消費者に信じさせることになる場合)。

■ 証明商標を登録する権利

知的財産法第 74 条(2)は、商品またはサービスの質、特質、出所、その他の関連基準を管理し認証する機能または適格性を有する組織は、証明商標の登録を受ける権利を有すると定めている。ただしその組織が当該商品またはサービスの製造や取引に関与してはならない。

ベトナムにおける証明商標制度、「証明商標登録出願の必要書類」などについて【その2】で解説する。

【その2】へ続く

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)